

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第14号

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇) 第16条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5)の2 職員が不妊治療を受ける場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において6日を限度とする。</u></p> <p>(6)～(22) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>同項第5号の2、第9号</u>から第12号まで及び第15号の特別休暇に係る期間は、企業長が特に必要と認める場合にあっては、企業長が定める期間とすることができる。</p>	<p>(特別休暇) 第16条 特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(22) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>同項第9号</u>から第12号まで及び第15号の特別休暇に係る期間は、企業長が特に必要と認める場合にあっては、企業長が定める期間とすることができる。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。